

1-12. 契約解除条項のレビュー

対応モデル：GPT-5.1 / Claude Sonnet 4.5 / Gemini 2.5 Flash

難易度・リスク：★★☆（中程度）

推定時間短縮：30 分～90 分

🎯 1. 目的

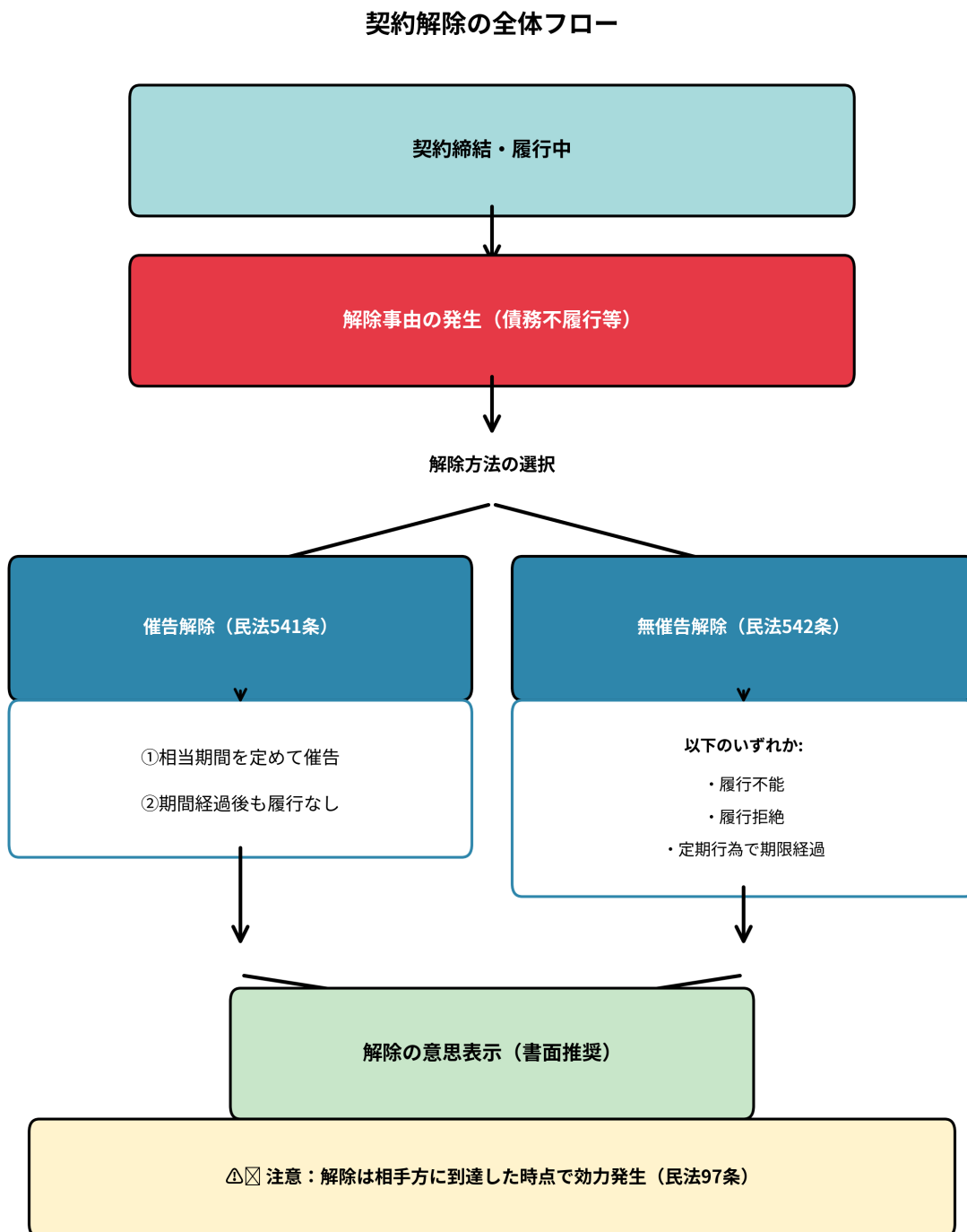


図 1: 契約解除の全体フロー

契約書の解除条項（契約終了・解約に関する条項）を詳細に分析し、解除事由の妥当性・対等性・民法との整合性を評価します。一方的に不利な条項や曖昧な規定を特定し、具体的な修正提案を提示します。

2. プロンプト本体（コピペ用）

以下のボックス内のテキストをコピーして、AI に入力してください。

プロンプト本体（このボックスをコピーして使用）

あなたは契約法務の専門家である企業法務担当者/弁護士です。日本法（民法・商法等）に基づき、実務で即利用可能な契約解除条項のレビューを行ってください。

【入力情報】

- 契約書の種類：[秘密保持契約 / 業務委託契約 / 売買契約 / ライセンス契約 / 販売店契約 / その他]
- 当事者の立場：[自社が委託者/発注者/ライセンサー / 自社が受託者/受注者/ライセンシー]
- 解除条項の本文：[契約書の解除条項全文を貼り付け]
- 特に懸念している点：[ある場合は記載、なければ「なし」]

※機密情報・個人情報は匿名化して入力してください

【処理手順】

- 1) 解除条項全体を読み、解除の類型を特定（任意解除/債務不履行解除/その他）
- 2) 各解除事由について、以下の観点から分析：
 - ・ 具体性・明確性（曖昧な表現がないか）
 - ・ 対等性（双方に同等の解除権があるか）
 - ・ 民法との整合性（民法 541 条・542 条との関係）

- ・広範性（過度に広い解除事由になっていないか）
- ・実務適合性（履行可能性、業界標準との比較）

3) 各解除事由を 5 段階で評価：

★★★★★（極めて良好） / ★★★★☆（良好） / ★★★☆☆（普通） / ★★☆☆☆（要改善） / ★☆☆☆☆（不適切）

4) 催告の要否、解除後の清算方法、損害賠償の規定も分析

5) 問題のある条項については、具体的な修正案（変更前→変更後）を提示

【出力形式】

- 評価サマリー：全体的な評価と主要な問題点（3-5 行）

- 解除事由別分析：各解除事由を以下の形式で評価

【解除事由○：[事由の内容]】

評価：★★★★☆☆

具体性：[評価]

対等性：[評価]

民法準拠：[評価]

問題点：[問題の詳細]

修正案：[変更前] → [変更後]

- 催告・清算条項の評価：催告の要否と清算方法の適切性

- 総合判断：契約締結の可否と修正の優先順位（3-5 行）

【重点観点】

以下の点を必ず検討してください：

- 解除事由の具体性（「重大な違反」等の曖昧な表現を避ける）
- 双方の解除権の対等性（一方だけが有利になっていないか）
- 催告の要否（民法 541 条・542 条との整合性）
- 無催告解除事由の妥当性（限定列举されているか）
- 解除後の清算方法（既払金の返還、仕掛品の処理）

- 損害賠償との関係（解除と損害賠償の併存）
- 期限の定めのある契約での解除の可否
- 継続的契約における解約予告期間の妥当性

【チェックリスト】

出力前に以下を確認してください：

- ☐ 実名・機微情報は含めていないか確認した
- ☐ 各解除事由に評価（★5段階）が付与されているか
- ☐ 民法 541 条・542 条との関係が分析されているか
- ☐ 問題のある条項には修正案が提示されているか
- ☐ 対等性（双方の解除権のバランス）が検証されているか

【注意事項】

- 本出力は法的判断の代行ではなく、検討材料の提供です
- 必ず人が検証し、組織の承認フローに従ってください
- 最終的な法的判断は弁護士等の専門家にご相談ください

3. 入力例

以下は実際の業務で使える入力例です。

入力例（コピーして使用）

契約書の種類：業務委託契約

当事者の立場：自社が委託者（発注者）

解除条項の本文：

第 10 条（契約解除）

1. 委託者は、受託者に以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めた催告後も是正されないとき
- (2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
- (3) 重大な過失により委託者に損害を与えたとき
- (4) 反社会的勢力に該当し、又は関与していることが判明したとき

2. 委託者は、前項に定める場合のほか、30 日前の書面による通知により、本契約を解除することができる。

3. 受託者は、委託者が本契約に違反し、相当の期間を定めた催告後も是正されない場合、本契約を解除することができる。

4. 本契約が解除された場合、委託者は受託者に対し、既に完了した業務に相当する報酬を支払う。

特に懸念している点：第 1 項第 3 号の「重大な過失」の定義が曖昧。第 2 項の委託者の任意解除権が一方的ではないか。

※個人情報・機密情報は架空のものを使用

✦ 4. 出力例（期待される結果）

以下は AI による実際の生成結果です。

出力例（AI による実際の生成結果）

【評価サマリー】

本契約の解除条項は、委託者に極めて有利な内容となっています。委託者には無催告解除権（第 1 項）と任意解除権（第 2 項）の両方が付与されているのに対し、受託者には催告解除権（第 3 項）のみで、対等性に問題があります。また、第 1 項第 3 号の「重大な過失」は曖昧で、恣意的な解除のリスクがあります。第 2 項の任意解除権は、継続的契約において業界標準を超える強力な権利であり、修正が必要です。

【解除事由別分析】

【解除事由 1：本契約違反（第 1 項第 1 号）】

評価：★★★★☆（良好）

具体性：◎ 「相当の期間を定めた催告後も是正されないとき」という明確な要件

対等性：△ 委託者のみが「何らの催告を要せず」解除できる点で不平等

民法準拠：◎ 民法 541 条（催告解除）に準拠

広範性：適切 軽微な違反は除外される構造

問題点：「何らの催告を要せず」という文言と矛盾。第 1 号自体は催告を要件としているため、無催告解除できない。

修正案：

[変更前] 「委託者は、受託者に以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。(1) 本契約に違反し、相当の期間を定めた催告後も是正されないとき」

[変更後] 「委託者は、受託者に以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、本契約を解除することができる。(1) 本契約に違反し、相当の期間を定めた催告後も是正されないとき」

（第 1 号は催告が必要なため、「何らの催告を要せず」を削除）

【解除事由 2：破産等（第 1 項第 2 号）】

評価：★★★★★（極めて良好）

具体性：◎ 「支払停止」「破産手続開始申立て」等、具体的な事由を列挙

対等性：○ この事由での無催告解除は民法 542 条に準拠し、妥当

民法準拠：◎ 民法 542 条第 2 項（無催告解除）の趣旨に合致

広範性：適切 限定的な事由に絞られている

問題点：特になし。業界標準に沿った適切な規定。

【解除事由 3：重大な過失による損害（第 1 項第 3 号）】

評価：★★☆☆☆（要改善）

具体性：× 「重大な過失」の定義が不明確

対等性：× 受託者側に同等の規定がない

民法準拠：△ 民法 542 条第 5 号（軽微でない不履行）に類似するが、「重大な過失」は不明確

広範性：リスク大 恣意的な解釈の余地

問題点：「重大な過失」の基準が不明確で、委託者の一方的判断により解除される可能性。
また、「損害を与えたとき」も損害額の大小が不明。

修正案：

[変更前] 「重大な過失により委託者に損害を与えたとき」

[変更後] 「受託者の重過失により委託者に本契約の報酬額を超える損害を与え、その損害が回復困難なとき」

（「重大な過失」を「重過失」に明確化し、損害額の基準を設定）

【解除事由 4：反社会的勢力（第 1 項第 4 号）】

評価：★★★★★（極めて良好）

具体性：◎ 反社会的勢力への該当・関与という明確な事由

対等性：○ 双方に適用すべき事由（受託者側にも同等の規定を追加推奨）

民法準拠：◎ 公序良俗違反（民法 90 条）に関連

広範性：適切

問題点：特になし。ただし、受託者側にも同等の解除権を付与すべき。

【任意解除（第 2 項）】

評価：★☆☆☆☆（不適切）

具体性：明確だが、一方的

対等性：× 委託者のみが理由不要で解除可能

民法準拠：△ 民法上は認められるが、継続的契約では信義則違反のリスク

広範性：リスク大 恣意的な解除が可能

問題点：委託者が理由なく一方的に解除できる権利は、継続的契約において極めて不平等。
受託者の事業計画・投資回収に重大な影響。

修正案：

[変更前]「委託者は、前項に定める場合のほか、30 日前の書面による通知により、本契約を解除することができる。」

[変更後]「当事者は、やむを得ない事由がある場合、90 日前の書面による通知により、本契約を解除することができる。この場合、解除する当事者は、相手方が被った合理的な損害を補償する。」

（双方に同等の解除権を付与し、「やむを得ない事由」を要件とし、損害補償義務を追加）

【受託者の解除権（第 3 項）】

評価：★★★★☆☆（普通）

具体性：◎ 催告を要件とする点で明確

対等性：× 委託者は無催告解除・任意解除が可能なのに対し、受託者は催告解除のみ

民法準拠：◎ 民法 541 条に準拠

広範性：適切

問題点：委託者との対等性に欠ける。受託者にも無催告解除事由（破産等）を付与すべき。

修正案：

受託者にも第 1 項第 2 号・第 4 号に相当する無催告解除事由を追加。

【催告・清算条項の評価】

催告の要否：第 1 項第 1 号は催告を要件としているが、「何らの催告を要せず」という文言と矛盾している点が問題。

清算方法（第 4 項）：「既に完了した業務に相当する報酬」のみの支払いで、仕掛中の業務への報酬や損害補償が規定されていない。特に第 2 項の任意解除の場合、受託者が被る損害の補償がないことは不平等。

修正案：

「本契約が解除された場合、委託者は受託者に対し、既に完了した業務及び仕掛中の業務（解除時点での進捗率に応じた報酬）を支払う。また、第 2 項による解除の場合、委託者は受託者が被った合理的な損害を補償する。」

【総合判断】

契約締結の可否：現状では受託者に極めて不利な内容であり、修正なしでの締結は推奨できません。

修正の優先順位：

1. 第1項第3号「重大な過失」の明確化（最優先）
2. 第2項の任意解除権の削除または双方化・要件厳格化（最優先）
3. 第4項の清算方法の見直し（損害補償の追加）
4. 受託者の解除権の拡充（無催告解除事由の追加）

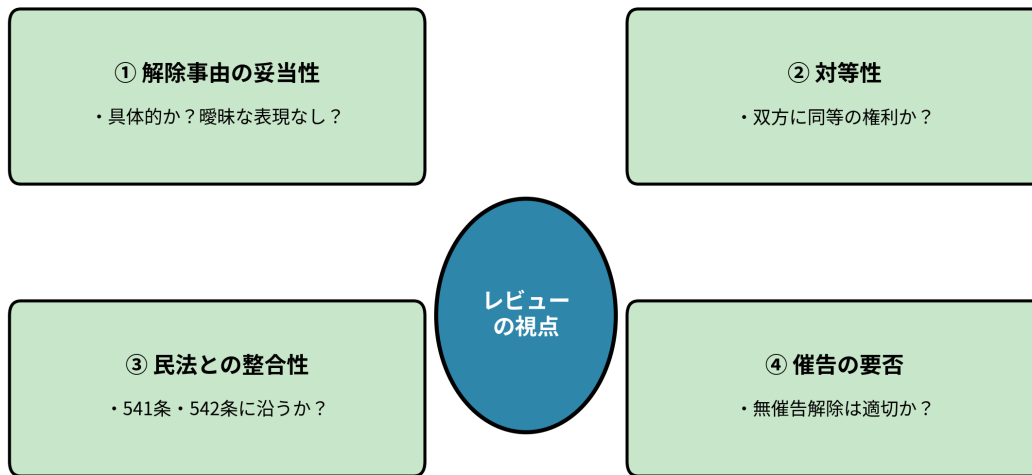
※実際の AI 出力では、より詳細な分析と法的根拠が提示されます

5. カスタマイズのポイント

自社向けに調整する場合：

- 自社の立場（委託者/受託者）に応じて、重点的にチェックする項目を調整
- 業界慣行や過去の取引実績を踏まえた「許容範囲」を設定

契約解除条項レビューのチェックポイント



【重点チェック項目】

1. 「軽微な違反」の除外規定があるか（民法541条但書）
2. 無催告解除事由が民法542条の範囲内か
3. 任意解除権に「やむを得ない事由」等の制限があるか
4. 解除権が一方当事者のみに偏っていないか
5. 催告期間（「相当期間」）が具体的に定められているか

⚠️ 高額契約・長期契約の場合は、弁護士による詳細レビューを推奨

図 4: 契約解除条項レビューのチェックポイント

- 高額契約・長期契約の場合は、解除条項の評価を特に厳格に

- 契約の重要度に応じて、弁護士レビューの可否を判断

業種別の注意点：

業種	特記事項
製造業	下請法の適用可能性を確認（書面交付義務、解除制限）
IT・ソフトウェア	SLA 違反、知的財産権侵害を解除事由に含めるか検討
金融・保険	金融庁ガイドライン、コンプライアンス違反を解除事由に
小売・サービス	販売目標未達、ブランド毀損行為を解除事由とする場合の妥当性確認

？ 6. よくある質問

Q1: 「催告」 とは具体的に何をすればよいのですか？

催告解除 vs 無催告解除の比較	
催告解除（民法541条）	無催告解除（民法542条）
要件	
①相当期間を定めた催告 ②期間経過後も履行なし	以下のいずれか: ・履行不能 ・履行拒絶 ・定期行為で期限経過
適用場面	
原則的な解除方法 (ほとんどの債務不履行)	例外的な解除方法 (催告が無意味な場合)
具体例	
・代金の支払遅滞 ・納品の遅延 ・軽微な契約違反	・工場が全焼し納品不能 ・履行を明確に拒絶 ・結婚式当日に不履行
手続	
2段階（催告→解除） 通常7～14日程度の猶予	1段階（即座に解除） 催告不要
留意点	
・「相当期間」の設定が重要 ・期間内に催告が必要	・要件該当性の判断が重要 ・契約で事由を追加可能
△× いずれの場合も、不履行が「軽微」な場合は解除できない（民法541条但書・542条1項5号）	

図 2: 催告解除 vs 無催告解除の比較

A: 催告とは、相手方の債務不履行に対して「相当の期間を定めて履行を求める通知」です。実務上は、書面（郵送・メール）で「〇月〇日までに履行してください。履行されない場合は契約を解除します」と通知します。「相当の期間」は通常7日～14日程度ですが、履行の難易度により調整します。民法541条では、催告後に履行がない場合に初めて解除できます。

任意解除権 vs 解除事由に基づく解除	
任意解除権	解除事由に基づく解除
定義 理由を問わず、いつでも 契約を解除できる権利	相手方の債務不履行等、 特定の事由がある場合のみ解除
法的根拠 契約で特に定めた場合 (法律の原則ではない)	民法の原則 (541条・542条) + 契約で追加可能
適用契約 継続的契約で認められる (業務委託、販売店契約等) ※制限付きで認めるべき	すべての契約に適用 (売買、請負、委託等) ※契約の基本原則
要件 予告期間の遵守 (例: 30日前予告) ※理由不要	解除事由の存在 + 催告 (原則) ※事由の証明が必要
リスク・留意点 ・ 一方的な解除は 信義則違反のリスク ・ 「やむを得ない事由」等の 要件を付すべき	・ 事由の証明責任 (解除する側) ・ 「軽微」な不履行では 解除不可
△× 継続的契約では、両者のバランスを考慮し、一方的な任意解除権は避けるべき	

図 3: 任意解除権 vs 解除事由に基づく解除

Q2: 「無催告解除」ができるのはどのような場合ですか？

A: 民法 542 条に定める以下の場合です：

- 1) 債務の全部が履行不能
- 2) 債務者が履行を明確に拒絶
- 3) 定期行為で期限経過
- 4) 催告しても契約目的達成が不可能
- 5) 軽微でない不履行で催告が無意味

契約で無催告解除事由を追加する場合も、民法の趣旨に沿った事由（破産、反社会的勢力該当等）に限定すべきです。

Q3: 「任意解除権」と「解除事由に基づく解除」の違いは何ですか？

A: 「任意解除権」は理由を問わずいつでも解除できる権利です（例：30 日前予告で解除可能）。「解除事由に基づく解除」は、相手方の債務不履行等の特定の事由がある場合のみ解除できます。

継続的契約（業務委託、販売店契約等）では、一方的な任意解除権は信義則違反となるリスクがあり、「やむを得ない事由」等の要件を付すべきです。単発の契約（売買、請負）では、原則として任意解除権は認められず、債務不履行解除のみです。

7. 関連プロンプト

このプロンプトと併せて使うと効果的：

- **1-06. 契約書リスク分析（基本版）** - 解除条項を含む契約書全体のリスク評価
- **1-07. 契約書リスク分析（詳細版）** - 各条項の詳細な法的分析
- **1-08. 相手方ドラフトの修正提案生成** - 解除条項の具体的な修正案作成
- **1-11. 損害賠償条項の設計** - 解除時の損害賠償との関係整理

8. 重要な注意事項

必ずお読みください

【法的位置づけ】

- AI 出力は「分析の材料」「検討の視点」を提供するものです
- AI 出力をそのまま法的判断として使用しないでください
- 最終的な法的判断は、必ず人（法務担当者・弁護士）が行ってください

【情報セキュリティ】

- 機密情報・個人情報 は匿名化・マスキングを前提に入力してください
- 実名、具体的な金額、固有名詞は伏せ字または架空の例に置き換えてください
- 各 AI のセキュリティ設定と利用規約を必ず確認してください

【弁護士法第 72 条との関係】

本プロンプトは「法律事務の代行」を行うものではありません。最終的な法的判断・意思決定は、必ず人（適切な権限を持つ者）が行います。